

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年5月1日から同年8月1日までの期間について、申立人のA社における船員保険被保険者の資格喪失日は、同年8月1日であると認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、80円とすることが妥当である。

また、申立人は、当該期間において、戦時加算の該当船舶であるA社が所有するB船に乗っていたことが認められることから、当該期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年5月1日から同年8月1日まで
② 昭和27年1月1日から30年1月1日まで

夫の船員保険及び厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①については、船員手帳を見るとB船の雇止年月日欄には、昭和20年7月31日と記載されているのに、夫の船員保険の加入記録は同年5月1日までしかない。申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、夫は申立期間の次に勤務したE社で厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで、C社（現在は、D社）で勤務していた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の妻が提出の船員手帳の記録（雇入年月日は昭和20年1月11日、雇止年月日は同年7月31日）から、申立人は、申立期間も継続してB船に乗って勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和20年5月1日に船員保険被保険者資格を喪失したものとされている。

ところで、B船に係る船員保険被保険者名簿の申立人の欄を見ると、資格喪失日の記載は無いものの、昭和20年4月1日付けで標準報酬月額が変更されていることが確認できることから、日本年金機構は、「喪失日不明のため、判明している月額変更の翌月である昭和20年5月1日を喪失日とした。」と回答している。

また、前述の被保険者名簿を見ると、被保険者記録が確認できる元従業員21人のうち、申立人を含む20人に資格喪失日の記載が無い。

さらに、前述の被保険者名簿に資格喪失日の記載が無い元従業員のうち、一人が提出した船員手帳記載のB船における雇止年月日は、オンライン記録と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における船員保険被保険者資格の喪失日は、昭和20年8月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和20年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、80円とすることが妥当である。

さらに、申立人は、申立期間において、戦時加算の該当船舶であるB船に乗っていたことが認められることから、申立期間を戦時加算該当期間とすることが必要である。

2 申立期間②については、申立人の妻は、申立人が申立期間の次に勤務したE社で、厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでC社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、D社は、「申立期間当時の記録等は、一切残っていない。」としており、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員21人に照会し9人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間前に被保険者資格を喪失していることが確認できる元同僚一人（資格喪失日は、昭和26年11月1日）は、「申立人は、私の紹介でC社に入社した。私が退職して1年以内に申立人も同社を退職したと思う。」と陳述している。

なお、オンライン記録によると、申立人は、C社の次に勤務したE社において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和30年1月1日）に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人と同日付けで被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員3人のうち

1人（申立期間当時の事業主の子）は、「申立人は、昭和27年3月頃からE社で勤務していた。」と陳述している上、残り2人は、「E社が厚生年金保険に加入するまで、給与から保険料の控除はなかった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から 15 年 6 月 1 日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。
申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初62万円と記録されていたところ、平成14年12月21日付けで、申立人の資格取得日（平成13年5月1日）に遡って9万8,000円に引き下げられ、申立人の資格喪失日（平成15年6月1日）まで継続していることが確認できる。

しかし、当該遡及訂正は、2回の定時決定（平成13年10月1日及び14年10月1日）を超えて行われており、不自然な処理となっている。

また、オンライン記録によると、A社の元同僚一人について、平成15年6月9日付けで、申立人と同様に資格取得日（平成13年12月1日）に遡及して、さらに、商業登記の記録並びに申立人及び複数の元同僚の陳述から、同社と関連会社であったことがうかがえるB社の元従業員3人についても、14年5月13日付けで2人が、同年5月14日付けで1人が、12年5月1日に遡及してそれぞれ標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

加えて、オンライン記録及びA社に係る滞納処分票によると、同社は平成15年9月から保険料を滞納していたことが確認できる。

一方、商業登記の記録により、申立人は、申立期間にA社の取締役であった

ことが認められるが、申立人は、「A社ではC業務を担当しており、経理及び社会保険事務には関与していなかった。」としているところ、同社の元事業主、元同僚二人及びB社の事業主も、申立人と同内容の陳述をしている。

以上の事実を総合的に判断すると、申立人について、平成13年5月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た62万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和60年9月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月1日から平成6年4月30日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」により、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額よりも低い額で記録されていることが分かった。

保管している一部期間の給料明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料明細書で確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和60年9月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判

断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間のうち、昭和49年5月1日から59年12月1日までの期間については、申立人は、給料明細書及び源泉徴収票等を保管していないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、昭和59年12月1日から60年9月1日までの期間及び同年10月1日から平成6年4月30日までの期間については、申立人提出の給料明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致するか又は同記録より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成5年11月は38万円、同年12月は36万円、6年1月から同年9月までは34万円、同年10月から7年3月までは30万円、同年4月から9年1月までは34万円、同年2月は38万円、同年3月から10年11月までは36万円、同年12月から12年6月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月16日から12年7月29日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給料支給額より低く記録されていることが分かった。給料支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申出人提出の給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成5年11月は38万円、同年12月は36万円、6年1月及び同年4月から同年9月までの期間は34万円、同年10月から7年2月までは30万円、同年5月から9年1月までは34万円、同年2月は38万円、同年3月から10年11月まで

は36万円、同年12月から11年12月までは38万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成6年2月及び同年3月並びに7年3月及び同年4月については、報酬月額又は保険料控除額を確認できる給料支払明細書等の資料が無いが、申立人提出の前後の月に係る給料支払明細書並びに同僚提出の当該期間に係る給料支払明細書の報酬月額及び保険料控除額から判断して、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、6年2月及び同年3月は34万円、7年3月は30万円、同年4月は34万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成12年1月から同年6月までの期間についても、報酬月額及び保険料控除額、又はそのいずれか一方を確認できる給料支払明細書等の資料が無いが、申立人のA社に係る雇用保険被保険者離職票に記載された当該期間の総支給額は、9年4月から12年1月までの給料支払明細書に記載の総支給額と同額である上、そのうち10年12月以降は、標準報酬月額38万円に相当する額が控除されており、当該期間についても同額の保険料が控除されていたものと推認されることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上記給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月29日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社C支店で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けたが、私は昭和49年6月30日まで同社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の在籍証明書により、申立人は、昭和49年6月30日までA社C支店で勤務していたことが認められる。

また、B社は、「厚生年金保険料は翌月の給与から控除していたため、申立人の退職月である昭和49年6月の保険料については、退職金から控除するか、別途請求したと思われる。」と回答している。

さらに、D企業年金基金の記録における申立人の加入員資格の喪失日は、昭和49年7月1日となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和49年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、詳細は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格喪失日に係る記録を昭和23年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年5月から同年7月までは600円、同年8月から同年11月までは5,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月20日から同年12月1日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、夫がA社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間に社内異動はあったが、継続して勤務していたはずなので、申立期間について、夫が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻及び複数の同僚の陳述から判断して、申立人が、申立期間もA社で継続して勤務し(昭和23年5月20日にA社本店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C支店は、申立期間には厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、申立人については、同社C支店が適用事業所となるまでの期間は、引き続き同社本店で厚生年金保険の被保険者として取り扱うべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和23年4月及び申立人の同社C支店における同年12月の社会保険事務所の記録

並びに当時の標準報酬月額等級区分から、同年5月から同年7月までは600円、同年8月から同年11月までは5,100円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和30年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成21年9月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月1日から21年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。私は、同社を退職後、国民健康保険の加入手続の際に、同社から発行された平成21年8月31日付け退職の旨が記載された書類を区役所に提出しているの、それを確認してもらい、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、平成21年10月7日付けで、当初記録されていた19年9月及び20年9月の標準報酬月額の定時決定に係る記録を取り消した上で、資格喪失日を19年4月1日とする処理が行われており、元同僚の一人についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

しかし、申立人は、平成21年9月1日に国民健康保険の被保険者資格を取得しているところ、その加入手続の際にB市役所に提出された「健康保険厚生年金保険資格等取得・喪失連絡票」を見ると、A社が申立人の退職日を同年8月31日と記載していることが確認できる。また、同市市税事務所に提出されている、申立人に係る19年分給与所得の源泉徴収票並びに20年分及び21年分の給与支払報告書を見ると、いずれも給与の支払者は同社であることから、申立人は申立期間も同社で勤務していたものと認められる。

さらに、オンライン記録により、申立人の資格喪失に係る上記の処理が行われた平成21年10月7日及び翌日の同年10月8日には、申立人及び前述の元同僚とは別の7人についても、既に記録されていた資格喪失日を2か月ないし1年10か月遡った日に訂正されていることが確認できるところ、そのうちの1人は、訂正後の資格喪失日とされた日以降の期間に係る給与明細書を所持しており、当該資格喪失日以降もA社で勤務していたものと認められる。

加えて、A社に係る滞納処分票を見ると、一部は後日納付されているものの、平成18年11月以降の保険料について滞納があったことが確認できる上、複数の元同僚は、申立期間当時、給与の遅配及び未払があったと陳述している。

また、商業登記の記録によると、申立人は、平成14年にA社の監査役に就任しているが、このことについて申立人は、「監査役への就任は形式的なもので、役員報酬は支給されず、一般従業員と同じC職であった。」としており、複数の元同僚も同様に陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成21年10月7日付けで行われた資格喪失処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について資格喪失日を19年4月1日とする合理的な理由はないことから、当該資格喪失処理は有効な処理であったとは認められない。したがって、申立人の資格喪失日は、退職日と認められる日の翌日である21年9月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、遡及取消し前のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成15年4月から同年7月までは26万円、16年1月から18年8月までは30万円、同年9月から19年3月までは34万円、同年4月から20年9月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主（A社及びB社）は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の標準賞与額に係る記録については、平成15年7月30日は26万4,000円、同年12月17日は30万9,000円、16年7月28日は30万5,000円、同年12月17日は40万円、17年7月28日は33万円、同年12月15日は40万円、18年7月28日は33万円、同年12月15日及び19年7月27日は40万円、同年12月14日は44万円、20年7月30日は37万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主（A社及びB社）が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年1月1日から15年10月21日まで
② 平成15年10月21日から19年8月1日まで
③ 平成19年8月1日から21年3月1日まで
④ 平成15年7月30日
⑤ 平成15年12月17日
⑥ 平成16年7月28日
⑦ 平成16年12月17日
⑧ 平成17年7月28日
⑨ 平成17年12月15日
⑩ 平成18年7月28日

- ⑪ 平成 18 年 12 月 15 日
- ⑫ 平成 19 年 7 月 27 日
- ⑬ 平成 19 年 12 月 14 日
- ⑭ 平成 20 年 7 月 30 日
- ⑮ 平成 20 年 12 月 12 日

私は、申立期間①及び③はB社において、申立期間②は同社の関連会社のA社において、C業務の仕事をしていた。しかし、それぞれの期間の標準報酬月額記録を見ると、給与明細書の支給額合計と相違しているもので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、B社において、申立期間④及び⑬から⑮までに支給された賞与並びにA社において、申立期間⑤から⑫までに支給された賞与からも厚生年金保険料が控除されていたのに、記録が無いので調査の上、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①について、申立人提出の申立期間に係る給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成15年5月及び同年7月については、26万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成15年4月及び同年6月について、申立人は、給与明細書等を所持していないものの、給与明細書で確認できるそれぞれの前後の期間の保険料控除の状況から、同年4月及び同年6月は、標準報酬月額26万円に相当する保険料が控除されていたと推認される上、報酬月額については、銀行保存の申立人に係る普通預金元帳から同年4月及び同年6月については、標準報酬月額26万円を上回る報酬月額が支給されていたことが認められる。

以上のことから、申立期間のうち、平成15年4月及び同年6月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、平成21年12月*日に破産登記しており、事業主の所在も不明であるものの、同社が加入していた厚生年金基金における標準報酬月額の記録が、当該期間に係るオンライン記録と一致しており、厚生年金基金及び社会保

険事務所（当時）の双方が誤って同じ標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年1月から15年3月までの期間、同年8月及び同年9月については、申立人から提出のあった給与明細書の保険料控除額から算定される標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているか、又は低い額となっていることが確認できることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②について、申立人提出の申立期間に係る給与明細書、給与支払報告書並びに普通預金元帳において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成16年1月から同年7月までの期間及び同年9月から18年8月までの期間は30万円、同年9月から19年3月までは34万円、同年4月から同年7月までは36万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成16年8月について、申立人は、給与明細書等を所持していないものの、給与明細書で確認できる前後の期間の保険料控除額が同額であることから、標準報酬月額30万円に相当する保険料が控除されていたと推認される。さらに、同年8月について、銀行保存の申立人に係る普通預金元帳から、標準報酬月額30万円を上回る報酬月額が支給されていたことが認められる。

以上のことから、申立期間のうち、平成16年8月は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成21年12月*日に破産登記しており、事業主の所在も不明であるものの、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していない上、同社が加入していた厚生年金基金における標準報酬月額の記録が、当該期間に係るオンライン記録と一致しており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年10月から同年12月までについては、申立人から提出のあった給与明細書の保険料控除額から算定される標準報酬月額は、社会保険事務所の申立人に係る記録と一致していることが確認できることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、

あっせんは行わない。

申立期間③について、申立人提出の申立期間に係る給与明細書、給与支払報告書並びに普通預金元帳において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成19年8月から20年9月までは36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は平成21年12月*日に破産登記しており、事業主の所在も不明であるものの、同社が加入していた厚生年金基金における標準報酬月額の記録が、当該期間に係るオンライン記録と一致しており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年10月から21年2月までについては、給与支払報告書及び普通預金元帳から算出した保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しているか、又は低い額となっていることが確認できることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないためあっせんは行わない。

申立期間④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑭について、給与支払報告書及び普通預金元帳並びに同僚から提出のあった申立期間当時の給与明細書によると、申立人は、申立期間の標準給与額に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、これら申立期間の標準給与額については、保険料控除額及び給与額から、平成15年7月30日は26万4,000円、同年12月17日は30万9,000円、16年7月28日は30万5,000円、同年12月17日は40万円、17年7月28日は33万円、同年12月15日は40万円、18年7月28日は33万円、同年12月15日及び19年7月27日は40万円、同年12月14日は44万円、20年7月30日は37万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社及びA社は、平成21年12月*日に破産登記しており、事業主の所在も不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準給与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間⑮について、普通預金元帳によると、B社から平成20年12月12

日付けで、同年12月分給与以外に97万6,034円の振込額が確認できるものの、給与支払報告書（平成20年分）によると、当該振込額の標準賞与額に相当する保険料が控除されていないことが認められる。

このほか、申立人が、申立期間⑮において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑮において、その主張する標準賞与額に基づく保険料を、事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成10年11月から11年5月までは24万円、14年4月は18万円、同年5月から同年12月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主（A社及びB社）は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年11月1日から14年3月1日まで
② 平成14年3月1日から15年1月16日まで

年金事務所の記録では、私のA社での勤務期間（申立期間①）及びB社での勤務期間（申立期間②）の標準報酬月額が、実際の報酬額より低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成14年4月1日から15年1月16日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与所得の源泉徴収票並びに給与明細票において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、14年4月は18万円、同年5月から同年12月までは22万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成10年11月1日から11年6月1日までの期

間における標準報酬月額については、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料は見当たらないものの、申立人と同職種であり、オンライン記録において同額の標準報酬月額とされている同僚3人の給与明細票並びに源泉徴収票から確認できる報酬月額及び保険料控除額に基づく標準報酬月額並びにそれら3人を含む複数の同僚の陳述から、当該期間の標準報酬月額は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社及びB社の事業主に照会したものの回答が得られなかったが、申立期間①及び②について、申立人及び同僚提出の給与所得の源泉徴収票並びに給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成11年6月1日から14年3月1日までの期間及び申立期間②のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間については、申立人並びに同僚提出の給与所得の源泉徴収票及び給与明細票において確認できる報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、それらの資料において確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致あるいは下回っていることが確認できることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

大阪厚生年金 事案 13181 (事案 2643 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年3月24日から35年6月19日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和35年6月19日から同年8月30日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月24日から35年6月19日まで
② 昭和35年6月19日から同年8月30日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の加入期間が、脱退手当金支給済みとなっている上、同社には昭和35年8月まで継続して勤務したのに、申立期間②の加入記録が無いとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していない上、A社には昭和35年8月まで継続して勤務したことは間違いないので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めて申立てを行ったが、申立期間①については、事業主による代理請求の可能性が否定できない、申立期間②については、厚生年金保険被保険者証にあるスタンプ(昭和35年8月9日付け)は、退職後に行った脱退手当金の請求時に押印されたのが相当である等として、記録の訂正は認められなかった。

今回、昭和35年8月30日が退職日であることを証する資料を提出するので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間①については、新しい資料等はないが、前回の審議結果に納得できないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、i) 社会保険庁(当時)の記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失から約2か

月後の昭和 35 年 8 月 19 日に支給決定されていること、ii) 事業主による代理請求の可能性が否定できないこと、iii) A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと等の理由により、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 12 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の審議結果に納得できないと申し立てしているところ、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づいて、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし明らかに不合理では無く、一応確からしいこと」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、前回の判断の理由のとおり、年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、また、今回、新たに申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金が支給決定される前の昭和 35 年 7 月 12 日付けで、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことを示す「回答済」の表示が確認できるほか、前回の調査範囲を広げ、前述の被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計 14 ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期（おおむね前後 2 年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし、厚生年金保険被保険者資格を喪失した 68 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、65 人に支給記録が見られ、そのうち申立人を含む 64 人が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されている上、同一支給決定日の者が散見できることから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②に係る申立てについては、i) 申立人が所持している厚生年金

保険被保険者証に押印されているスタンプ（昭和 35 年 8 月 9 日付け）は、申立人が A 社を退職後に行った脱退手当金の請求時に押印されたとするのが相当であること、ii）退職後の脱退手当金の請求から支給決定に要する事務処理期間を考慮すると、申立人の被保険者資格の喪失日は、前述の被保険者名簿の記録どおりと考えられること等により、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 12 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料として、社会保険事務所が申立人に対して回答した『厚生年金保険の期間照会について（回答）』を提出しているものの、同回答における資格喪失日は、オンライン記録どおりの「昭和 35. 6. 19」と印字されていることが確認できる。その一方で、同回答の余白には「退職届 8 月 30 日付け」とメモ書きされ、「B 社」のゴム印と「C」の認印が押されていることが確認できるところ、申立人の夫は、「多分、同窓会で知り合った人か誰かで、8 月 30 日まで在籍していたと言ってくれる人がいたのだと思う。妻がその人に頼んで作成したのだと思うが、それ以上のことは分からない。」と陳述している上、前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有り、当該資料に認印が押されたと考えられる時期に「C」姓であった元従業員二人に照会したが、両名共に申立人を記憶していないことから、当該事情のみをもって、申立人が申立期間も A 社に勤務していたと認めることはできない。

さらに、B 社は、「申立期間当時の人事関係資料は一切保存されておらず、申立人の当社における在籍期間及び保険料控除についても不明である。」旨回答しており、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

加えて、今回、新たに前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有り、連絡先の判明した元従業員 30 人に照会し 18 人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できない。

このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、「長男を出産した時には A 社に在籍しており、有給休暇の付与を受けていた。」旨陳述しているところ、戸籍謄本を見ると、申立人は申立期間中の昭和 35 年*月*日に長男を出生していることが確認できるものの、前述のとおり、B 社は申立期間当時の資料が無いとしており、申立人が申立期間当時に有給休暇を付与されていたことを確認することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月 1 日から同年 6 月 30 日まで
② 昭和 46 年 5 月 21 日から 47 年 2 月 21 日まで
③ 昭和 47 年 3 月 1 日から同年 8 月 27 日まで
④ 昭和 47 年 12 月 21 日から 48 年 2 月 15 日まで
⑤ 昭和 48 年 3 月 5 日から同年 5 月 1 日まで
⑥ 昭和 49 年 1 月 21 日から同年 2 月 16 日まで
⑦ 昭和 49 年 9 月 17 日から同年 12 月 29 日まで
⑧ 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 7 月 29 日まで
⑨ 昭和 50 年 12 月 17 日から 51 年 1 月 18 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社、B社、C社、D社、E社、F社、G社H支店、I社及びJ社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立期間②から⑥までの厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において昭和 52 年 3 月 5 日に、申立期間⑦及び⑧の同記号番号は、当該期間に係る同記号番号払出簿において同年 3 月 16 日に、重複整理の手続が取られたことが記録されており、申立期間に係る脱退手当金が同年 3 月 15 日に支給決定されていることを

踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間⑨に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さもうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年11月1日から32年4月8日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和32年4月8日から36年6月26日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年11月1日から32年4月8日まで
② 昭和32年4月8日から36年6月26日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無いとの回答を受けた。同事業所には、結婚した昭和30年10月の翌月から勤務した。

また、A社における厚生年金保険の加入期間（申立期間②）が、脱退手当金支給済みとなっている。しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時からA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は、「申立期間当時は、事業主が給与及び社会保険の手続等をしていたが、現在は資料等が無く当時の状況は不明である。」としている上、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除の状況等を確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有り、連絡先の判明した元従業員13人に照会し回答を得た6人のうち、入社時期を覚えていた3人について加入記録を調査したとこ

ろ、その全員が、入社して11か月ないし16か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。さらに、当該3人のうち2人は、「厚生年金保険に加入してから保険料控除が始まった。」旨陳述している。

これらのことから判断して、A社では申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、前述の被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね前後3年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし、厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性従業員12人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、7人に支給記録が見られ、そのうち申立人を含む6人が資格喪失後7か月以内に支給決定されている上、同一支給日の受給者（申立人を含む。）が散見できることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和37年1月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13184 (事案 3184 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 1 日から 41 年 5 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。当時の同僚全員に加入記録が有るのに、私だけ加入記録が無かったことから、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めて申立てを行ったが、複数の同僚の陳述等により申立期間当時に同事業所に勤務していたことは推測できるものの、何らかの理由により本人の意思で厚生年金保険に加入していなかったと考えるのが相当である等として、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな事情はないが、前回の審議結果に納得できないので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚の陳述等から判断して、昭和 37 年 6 月又は同年 7 月頃から 3 年ないし 4 年間、勤務していたと推測できるものの、i) 申立人が一緒に勤務していたとする同僚の一人が、「個人的事情により、A社に入社してしばらくは国民年金に加入していた。同事業所から厚生年金保険に加入するよう勧められた。」旨陳述しているところ、オンライン記録によれば、当該同僚は申立期間中を含む 38 年 10 月から 43 年 7 月まで国民年金に加入し、同年 8 月に同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる、ii) 申立期間当時の同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は見られない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「新たな事情はないが、何らかの理由により、本人の意思

で厚生年金保険には加入していなかったと考えるのが相当であるとする、前回の審議結果に納得できない。」と申し立てている。

前回の審議においては、申立人は、昭和37年6月又は同年7月頃から3年ないし4年間、A社に勤務していたと推測できるとしているが、今回、新たに調査した結果、i) 申立人は学校を退学後に、A社に勤務したとしているところ、同校が保管する申立人に係る記録から、申立人の退学日は同年8月*日と確認できること、ii) 申立人が自身の方が先にA社を退職したとしている元同僚の同事業所における厚生年金保険の資格喪失日は、40年2月27日であることから判断して、申立人が同事業所に勤務した期間は、長くとも申立期間のうち、37年9月頃から40年2月頃までの約2年半であると推認できる。

しかし、B社の現在の事業主は、「申立期間当時の資料は無く、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除は不明である。」としているため、同社から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認できない。

また、A社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員20人に照会し、自身の入社時期について回答を得た14人の資格取得日を調査したところ、そのうち7人が入社時期から1年以上後に資格を取得しており、最も長い者は入社から2年2か月後に資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該14人のうちの1人が記憶する元同僚2人は、前述の被保険者名簿に記録が見当たらない。

加えて、申立人が一緒に勤務していたとする元同僚は、「A社では約3年間勤務した。事情は分からないが、厚生年金保険には入社から約1年6か月後に加入したことになる。」と陳述している。

これらのことから、A社では申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

したがって、申立人が、今回の申立てにおいて、「自身の意思で厚生年金保険に加入しなかったということはない。」と主張しているとおりであったとしても、それだけをもって、申立人の厚生年金保険への加入及び給与からの保険料控除を認めることはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人から新たな資料及び事情の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、今回の申立てに当たり、「前回の判断の理由に、同僚の一

人が個人的事情から厚生年金保険に加入していなかった旨陳述していると記載されているが、当該同僚は自宅からの通勤者であり、単身で住み込みの私とは生活環境が大きく異なる。」と主張しているものの、当該陳述をした元同僚と申立人が特定する元同僚とは別人であり、前回の調査においては、申立人が特定する元同僚には当委員会から照会は行っていない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 16 日から 45 年 4 月 10 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の元事業主は、「A社は平成14年に解散し、申立期間当時の労働者名簿及び賃金台帳等の資料は無いが、従業員の中には厚生年金保険への加入を断る者もいた。そのような者から保険料は控除していなかった。」旨陳述している。また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の前後1年以内に被保険者記録が有り、連絡先の判明した元従業員7人に照会し5人から回答を得たところ、そのうち2人は、「入社後しばらくは厚生年金保険に加入していなかった。」旨陳述しており、当該2人の加入記録を調査すると、入社から4か月又は8か月後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が、申立期間当時に通院していたとする診療所は、「申立期間当時の資料は一切残っていない。」としているため、申立人の申立期間における健康保険被保険者証の状況等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13186 (事案 12565 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 1 日から 13 年 4 月 1 日まで

日本年金機構から送付されてきた「厚生年金加入記録のお知らせ」により、A社でB職契約により勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の報酬額よりも低く記録されていることが分かった。

そこで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、私の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料等が見当たらないとして、申立ては認められなかった。

今回、年金事務所に記録されている自身の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額、健康保険料額及び雇用保険料額をそれぞれ計算し、これを記載した書面を提出するので、確認してほしい。

また、初回の申立て後に、私と同じB職契約で勤務していた同僚に会ったが、この同僚も私と同じように、事業主から厚生年金保険の加入の話を持ちかけられたと言っていたので、この同僚に照会するなどして、再度詳細な調査の上、実際の報酬額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、「申立人はB職であったことから、業績に応じた支払をしていたと思われるが、申立人の業績などに関する資料は無く、申立期間当時の事業主は既に死亡し、事務担当者も退職しているため、申立人に係る標準報酬月額の決め方及び保険料控除額等は不明である。」としている、ii) 申立人は、申立期間当時の各月の報酬額を自ら記載した書類と、同社からの各月の振込額が記載された預金元帳を提出し、報酬額と振込額の差額が控除された保険料の額であると主張しているが、当該差額のうち

ち、厚生年金保険料額の占める割合が明らかでないことから、保険料控除額を特定することができない上、同社は当時の関連資料を保管していないとしているため、実際の報酬額が申立人提出の書類どおりであったかどうかについて確認することができない、iii) 同社提出の平成14年度及び15年度に係る健康保険被保険者報酬月額算定基礎届を見ると、記載されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、同社が加入しているC厚生年金基金及びD健康保険組合に記録されている申立期間当時の標準報酬月額も、オンライン記録の標準報酬月額と一致している等として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年10月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額、健康保険料額及び雇用保険料額を自ら記載した書面を提出し、「実際の報酬額と振込額の差額に比べると、書面に記載したオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額はずっと低いことから、オンライン記録以上の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことは明らかである。」と主張しているが、前述のとおり、申立人主張の報酬額と振込額の差額のうち、厚生年金保険料額の占める割合が明らかでない上、そもそも実際の報酬額が申立人の主張どおりの額であったかどうか不明であるため、当該書面をもって申立人の主張する保険料額が控除されていたかどうかについて判断することはできない。

また、申立人は、自身と同じB職契約で勤務していたとする同僚の氏名を挙げ、当該同僚に照会してほしいとしているところ、当該同僚は、「A社から社会保険の加入の話はあったが、社会保険料を負担するのが嫌だったので断った。その時に、保険料の金額等の具体的な話はなかった。」と回答しているほか、申立人が当時の状況を知っているとするほかの同僚にも改めて照会したが、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 27 日から平成 5 年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には昭和 57 年 9 月 27 日から平成 10 年 12 月 20 日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間も同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同日の平成 5 年 7 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではない上、同社は、「申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」としている。

また、B市の記録から、申立人は、昭和 57 年 9 月 26 日から平成 5 年 7 月 2 日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13188 (事案 4222 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 44 年 7 月 7 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、昭和 41 年 6 月 17 日から 44 年 7 月 7 日までの加入記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正の申立てを行ったところ、41 年 6 月 17 日から同年 8 月 1 日までの期間については被保険者期間として認められたが、申立期間については被保険者期間として認められなかった。

しかし、私は、申立期間に間違いなく A 社で勤務していた。私が申立期間も同社で勤務していたことを知っている同僚から再度話を聞いた上で、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、A社で勤務したとする申立期間のうち、昭和 41 年 6 月 17 日から同年 8 月 1 日までの期間の年金記録を訂正する必要があるとの当委員会の決定に基づき、平成 21 年 9 月 18 日付けで当該期間について年金記録の訂正のあっせんを行うとする通知が行われている。

しかし、当該通知において、今回の申立期間である昭和 41 年 8 月 1 日から 44 年 7 月 7 日までの期間については、申立人が A 社で勤務していたことが推認できない等のことから、年金記録の訂正は必要でないとする当委員会の判断を示したところである。

今回、申立人は、「同僚の一人が、私が申立期間も A 社で勤務していたことを知っているので、再度同人から聴取を行い、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。」と主張している。

しかし、当該同僚は、前回の申立ての際の当委員会からの電話照会に対して

は、「申立人は、B資格を取ってすぐにA社に入社したように覚えているが、申立人が退職した時期及び勤務していた期間は覚えていない。」と回答し、同人に対する改めての電話照会にも、「1年ぐらいは申立人と一緒に仕事をした記憶があるが、申立人がいつA社を退職したかは分からない。」と回答しており、申立人が申立期間にA社で勤務していたことはうかがえない。

一方、申立人は、「A社を退職後、C社に入社した。現在もD業を営業しているE社の前身がC社であり、入社したのは同社がD業の免許を取得する前だったので、F県にその取得日を確認したところ、昭和44年7月7日であるとの回答があった。したがって、その頃までA社で勤務したことになる。」とも主張している。

しかし、G法務局の記録等から、E社の前身はH社であること、及びC社は昭和41年10月*日に設立され、後にI社に商号を変更していることが確認できる上、F県担当課は、「I社（当時は、C社）がD業の免許を取得したのは、昭和41年12月26日である。」と回答していることから、申立人は、同年12月頃には、既にC社（後に、I社）に入社していたものと考えられる。

このほか、申立人から申立期間に係る勤務及び保険料控除を示す新たな関連資料及び周辺事情の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

A社には昭和 60 年 6 月 30 日まで在籍していたので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 7 月 1 日となるはずなのに、退職日と同日の同年 6 月 30 日となっている。

昭和 60 年 6 月 30 日は日曜日であったため出勤はしていないが、同年 6 月 30 日までA社に在籍し、同年 6 月の厚生年金保険料も控除されていたはずなので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社には昭和 60 年 6 月 30 日まで在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料も控除されていたと申し立てている。

しかし、A社は、「昭和 60 年 6 月 30 日が日曜日であったため、申立人の退職日を最終出勤日である同年 6 月 29 日として取り扱った。」としているところ、同社提出の従業員名簿を見ると、申立人の退職日を昭和 60 年 6 月 29 日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出された旨が記載されており、同社提出の申立人に係る同年分所得税源泉徴収簿にも、「6/29 退」の記載が確認できる。

また、申立人が当時の同僚として名前を挙げている者の一人で、現在もA社に勤務している者も、「当社保管の昭和 60 年分所得税源泉徴収簿に『6/29 退』と記載されているので、申立人の退職日は同年 6 月 29 日であると思う。」と陳述しており、雇用保険の加入記録でも、申立人の離職日は厚生年金保険の記録と符合する昭和 60 年 6 月 29 日となっている。

さらに、前述の昭和 60 年分所得税源泉徴収簿により、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、A社も、

「申立人の退職日は昭和 60 年 6 月 29 日であるので、同年 6 月の厚生年金保険料は控除していない。」としている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から 39 年 3 月 18 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほか、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13191 (事案 5805 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月 8 日から 41 年 1 月 14 日まで
② 昭和 42 年 3 月 27 日から 42 年 8 月 25 日まで

年金記録確認第三者委員会への前回の申立ては、私が A 社及び B 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている年金記録について、記録の訂正が認められなかったが、納得がいかないため、再調査をして申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りはない上、B 社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 11 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない、ii) 申立人は、B 社を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い上、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は 60 年 12 月 9 日であることを踏まえると、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 3 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たって、申立人は、記録の訂正につながる新たな資料及び情報等を提出しておらず、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとする従来の主張をしているが、当該主張は委員会の当初の判断を変更すべき事情とは認められない。

また、申立期間当時の脱退手当金の請求手続等について、同僚等に改めて照会したが、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる陳述等は得られなかった。

このほか、当初の主張及び資料を再度検討しても、委員会の当初の判断を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 13192 (事案 7410 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月31日から26年5月13日まで

前回、厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B営業所に勤務した申立期間(昭和27年5月1日から29年5月1日まで)に係る加入記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが認められなかった。

今回は新たな資料として、平成2年6月1日にA社から発行された在籍証明書を提出した上で、申立期間の始期を高校卒業時点である昭和25年3月31日、終期を在籍証明書に記載されている退職日の翌日である26年5月13日と変更する。私が作成した申立期間当時の同社B営業所の見取図も併せて提出する。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) 申立人のA社B営業所における勤務実態及び保険料控除が確認できない、ii) 申立人が名前を挙げた同僚で同社に被保険者記録が有る者は全て既に亡くなっており、事情照会をすることができない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年8月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社が発行し、退職日のみが昭和26年5月12日と記載されている在籍証明書を提出していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社B営業所で勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「現在、申立人に係る資料が保存されていないため、申立人の勤務期間及び保険料控除の状況については不明である。」旨回答している。

また、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後（昭和24年12月から26年8月まで）に被保険者記録の有る91人のうち、所在の判明した15人に対して事情照会し8人から回答を得たものの、申立人を記憶しているとする者はおらず、申立人の申立期間当時の勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立人は、自身の職種について、「C職に従事していた。」旨陳述しているところ、i) A社は、「当社は、伝統的に従業員を入社後すぐに本採用にはせず、一定期間の見習期間経過後に厚生年金保険に加入させており、申立期間も同様であったと考えられる。」旨陳述していること、ii) 申立期間の始期に近い昭和25年3月2日に被保険者資格を取得している女性事務員は、「私は、入社後一定期間経過後に厚生年金保険に加入した。」旨陳述していること、iii) 申立人が名字を記憶し、かつ、自身と類似する業務に1年程度一緒に勤務していたとする同僚と同姓の者が、上記の被保険者名簿に記載されているものの、同人は、申立期間の終期に近い26年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できること、iv) 申立人は、高校卒業時である25年3月に同社に入社したとしているところ、元従業員の一人は、申立人と同性同年齢、かつ同職種と考えられる同僚について、「高校卒業時である3月に入社した。」旨陳述しているが、同人の同社に係る被保険者資格の取得時期は、申立期間後である26年8月1日であることが上記の被保険者名簿から確認できることから、同社B営業所は、申立期間当時、必ずしも申立人と同職種の者を厚生年金保険に加入させておらず、また、加入させる場合も、必ずしも入社と同時ではなかったことがうかがえる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
② 平成 6 年 12 月 16 日から 7 年 1 月 1 日まで
③ 平成 7 年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 4 年 4 月から 11 年 6 月まで、全て同じ代表取締役である A 社、B 社、C 社、A 社（2 回目）及び D 社に継続して勤務していたが、ねんきん定期便により申立期間が厚生年金保険の未加入期間であることを知った。

しかし、私は当時、会社側からは社名が変わるが特に何も気にしなくてよいとの説明を受けており、このような社会保険の手続を行ったとは聞いていない上、毎月の給与から厚生年金保険料が継続して控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と同期入社であったとしている同僚の陳述から、申立人は、A 社又は B 社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、平成 5 年 1 月 1 日付けで A 社の被保険者 16 人（被保険者全員）のうち、元代表取締役及び元監査役を除く 14 人が同社に係る被保険者資格を喪失しており、当該 14 人のうち、申立人及び前述の同僚を含む 6 人が、同年 2 月 1 日に B 社において被保険者資格を再取得していることが確認できるところ、前述の同僚は、「平成 4 年 12 月末頃に、A 社の社長から、『会社は赤字で賞与を支払えない状況なので、退職するか B 社に異動するか、今後の身の振り方を年末年始の休暇中に考えてほしい。』と言われた。確かに A 社は倒産しかけていた。仕事内容が変わる B 社に異動するのが嫌で、退職した同僚が複数人いる。」旨陳述している。

また、オンライン記録により B 社において、申立人と同日の平成 5 年 2 月 1

日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「申立人と私は、同時期に入社したと思う。当時は試用期間及び見習期間が1か月ないし2か月有り、当該期間は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨回答している。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社での離職日は平成4年12月31日、B社の資格取得日は5年2月1日であることが確認でき、当該記録はオンライン記録による申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日と符合している。

加えて、A社の元代表取締役は、「A社は倒産のため、申立期間当時の資料は残存していない。」旨回答しており、B社のグループ会社であるとするE社は、「B社は、現在休業状態のため、当社が同社の経理総務事務を代行しているものの、当時の資料は残存していないため、申立人の同社における在籍状況及び保険料控除の状況等は不明である。」旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

なお、申立人は、「A社及びB社の代表取締役は、同一人であった。」旨陳述しているが、両社に係る商業登記簿によると、両社の代表取締役は別人であるとともに、両社双方において役員を兼任している者がいないことが確認できる上、A社の元代表取締役は、「A社は、B社の代理店であった。」旨回答している。

申立期間②について、雇用保険の加入記録によると、申立人は、C社に在籍していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社は、平成7年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間について適用事業所であった記録は無い。

また、申立人提出の平成6年分及び7年分の給与所得の源泉徴収票において、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、C社の元代表取締役は、「C社は倒産のため、申立期間当時の資料は残存していない。」旨回答しており、当該源泉徴収票のほかに給与からの厚生年金保険料控除の状況について、確認できる資料は見当たらない。

申立期間③について、申立人に係る雇用保険の加入記録は見当たらない上、C社及びA社の同僚から申立人が勤務していたことを推認できる陳述等は得られなかった。

また、申立人提出のA社発行の平成7年分給与所得の源泉徴収票には、申立人の同社に係る就職年月日は同年4月1日と印字されていることが確認できる上、同源泉徴収票において、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

さらに、C社及びA社に係る商業登記簿から、両社の元代表取締役は同一人

であることが確認できるが、同人は、「当該両社共に倒産のため、申立期間当時の資料は残存していない。」旨回答しており、当該源泉徴収票のほかに給与からの厚生年金保険料控除の状況について確認できる資料は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月1日から4年7月1日まで
② 平成6年2月1日から8年4月1日まで

年金事務所の記録では、A社における私の厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間①及び②に係る標準報酬月額が、実際の給与額より低く記録されているので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成8年4月1日から約6か月後の同年10月2日付けで、申立期間の全期間について遡及して9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であった全ての期間について、申立人は事業主であったことが確認できるとともに、同社に係る商業登記簿によると、申立人は、平成4年5月20日から同社が解散する9年6月*日までの期間について、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「平成4年頃から7年頃までの入退院を繰り返していた時期は、娘に社会保険の手続きを手伝ってもらったが、自身が事業主であり、社会保険の手続きは基本的に自身が行っていた。また、5年頃から厚生年金保険料を滞納していた。」旨陳述している。

さらに、申立人は、「平成8年10月頃にB社会保険事務所（当時）から呼出しを受けた際に、63歳になり年金が支給されることになったため、その一部を未納保険料に充当する手続きを行った。」旨陳述しているところ、当該手続

の時期は、オンライン記録における上記の遡及訂正処理日（平成8年10月2日）と符合している。

これらの事情等を踏まえると、上記遡及訂正処理については、社会保険事務所（当時）が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与もなしに処理を行ったものと認めることはできない。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。